

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝沢市は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

滝沢市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律、岩手県後期高齢者医療広域連合規約及び条例等に基づき、以下の事務を行う。 1.被保険者の資格管理 2.資格確認書等発行事務 3.医療給付等に関する申請及び届出の受付 4.保険料の賦課管理・収納管理
③システムの名称	1.後期高齢システム 2.後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3.共通基盤連携サーバー 4.住民基本台帳システム 5.団体内統合宛名システム 6.中間サーバー 7.住登外者宛名番号管理機能システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号法第19条第8項に基づく主務省令」という。)第2条の表115、116、117の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、116、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6558
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	滝沢市 健康こども部保険年金課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6529
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次のとおり、人手を介在させる作業において人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・標準システムの情報連携ツールを用いた特定個人情報の照会内容の登録(情報照会要求登録)を行う際、人為的ミス(当該照会内容中の対象者・特定個人情報の種類の指定誤り等)が発生するリスクへの対策として、複数人による事前チェックを行った上で登録している。 ・マイナンバー(個人番号)が記載された書類を郵送する際、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないか等、複数人による事前チェックを行った上で郵送している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[☐ 十分に行っている ☐] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐]	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[☐ 十分である ☐] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー利用の際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行っている。また、必ず複数人での確認を行った上で課長の最終確認を経ることとしている。 なお、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対しては次の対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有している。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I.5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 櫻田 光政	課長	事後	様式変更により訂正したもの。
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年10月31日時点	令和元年5月31日時点	事後	様式変更に伴い再度実施したもの。
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者人数	平成27年6月30日時点	令和元年5月31日時点	事後	様式変更に伴い再度実施したもの。
令和1年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	滝沢市役所 企画総務部人事課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-684-2111	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6558	事後	課名変更及び直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したもの。
令和1年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	滝沢市 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-684-2111	滝沢市 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6530	事後	直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したもの。
令和1年6月30日	IV.リスク対策	記載事項なし	リスク対策の実施状況を追加	事後	様式変更により追加したもの。
令和2年12月18日	表紙 評価書名	後期高齢者医療保険事務 基礎項目評価書	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書	事後	再評価実施に合わせて変更したもの。
令和2年12月18日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言	滝沢市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	滝沢市は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	再評価実施に合わせて変更したもの。
令和2年12月18日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	後期高齢者医療保険事務	後期高齢者医療保険に関する事務	事後	再評価実施に合わせて変更したもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 ・別表第一の59項	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一の59項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条	事後	再評価実施に合わせて修正したもの。
令和2年12月18日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号 ・別表第二の82、83項	1.情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の82の項 2.情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の83の項	事後	再評価実施に合わせて修正したもの。
令和2年12月18日	IIしきい値判断項目 1..対象人数	令和元年5月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	再評価実施により再度実施したもの。
令和2年12月18日	IIしきい値判断項目 2..取扱者人数	令和元年5月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	再評価実施により再度実施したもの。
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の82の項 2.情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の83の項	1.情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の82の項 2.情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の83の項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1..対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	番号法の改正に伴う修正により再度実施したもの。
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2..取扱者人数	令和2年4月1日時点	令和3年7月31日時点	事後	番号法の改正に伴う修正により再度実施したもの。
令和7年3月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律、岩手県後期高齢者医療広域連合規約及び条例等に基づき、以下の事務を行う。 1.被保険者の資格管理 2.被保険者証等発行事務 3.医療給付等に関する申請及び届出の受付 3.保険料の賦課管理・収納管理	高齢者の医療の確保に関する法律、岩手県後期高齢者医療広域連合規約及び条例等に基づき、以下の事務を行う。 1.被保険者の資格管理 2.資格確認書等発行事務 3.医療給付等に関する申請及び届出の受付 4.保険料の賦課管理・収納管理	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1.後期高齢システム 2.後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3.共通基盤連携サーバー 4.住民基本台帳システム 5.団体内統合宛名システム 6.中間サーバー	1.後期高齢システム 2.後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3.共通基盤連携サーバー 4.住民基本台帳システム 5.団体内統合宛名システム 6.中間サーバー 7.住登外者宛名番号管理機能システム	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一の59項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表85の項	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【①実施の有無】 実施する 【②法令上の根拠】 1.情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の82の項 2.情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の83の項	【①実施の有無】 実施する 【②法令上の根拠】 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号法第19条第8項に基づく主務省令」という。)第2条の表115、116、117の項(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、116、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	健康福祉部保険年金課	健康こども部保険年金課	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	滝沢市 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6529	滝沢市 健康こども部保険年金課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6529	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 1..対象人数	1万人以上10万人未満 (令和3年3月31日時点)	1万人以上10万人未満 (令和6年10月31日時点)	事前	評価の再実施
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 2..取扱者人数	500人未満 (令和3年7月31日時点)	500人未満 (令和6年10月31日時点)	事前	評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	IV.リスク対策 8.人手を介在させる作業	—	十分である 【判断の根拠】 次のとおり、人手を介在させる作業において人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・標準システムの情報連携ツールを用いた特定個人情報照会内容の登録(情報照会要求登録)を行う際、人為的ミス(当該照会内容中の対象者・特定個人情報の種類の指定誤り等)が発生するリスクへの対策として、複数人による事前チェックを行った上で登録している。 ・マイナンバー(個人番号)が記載された書類を郵送する際、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないか等、複数人による事前チェックを行った上で郵送している。	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	IV.リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ・対策は十分である 【判断の根拠】 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー利用の際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行っている。また、必ず複数人での確認を行った上で課長の最終確認を経ることとしている。 なお、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対しては次の対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有している。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正